

初版（2025/07/01 制定）

（ご利用者）様

重要事項説明書

（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）

医療法人社団 和楽仁 芳珠記念病院

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの提供を開始するにあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人社団 和楽仁
主たる事務所の所在地	石川県能美市緑が丘11丁目71番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 仲井 培雄
電話番号	0761-51-5551
F A X 番号	0761-51-5557

2. 事業の概要

事業所の名称	芳珠記念病院 歯科口腔外科
事業所番号	1712310190
所在地	石川県能美市緑が丘11丁目71番地
電話番号	0761-51-5551
F A X 番号	0761-51-5557
指定を受けているサービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
サービス提供地域	能美市、川北町、小松市、白山市 ※所在地から16km以内

3. 事業の目的と運営方針について

(1) 事業の目的

通院が困難な方が、よりよい居宅療養を行えるよう、医師等による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導サービス」と言います）を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・医師等が計画的かつ継続的に医学的管理を行います
- ・他の居宅介護支援事業者等が居宅サービスの計画を策定する際は、必要な情報（ご利用者の同意を得て行うものに限る）を適切に提供します
- ・ご利用者やご家族に、居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等について指導や助言を行います

4. 事業所の職員体制について

従業者の種類	人数	通常の勤務体制
歯科医師	常勤 1 名以上	8 : 30～17 : 15
歯科衛生士	常勤 1 名以上	

5. 営業日及び時間について

営業日	月曜日～金曜日の平日 ※土曜日、日曜日、祝日、8月15日、12月30日～1月3日は除く
営業時間	8 : 45～12 : 00 14 : 00～17 : 15

6. 提供するサービス及び禁止行為について

- ・ 医師等による利用者居宅での計画的かつ継続的に医学的管理
- ・ 他の居宅介護支援事業者等への情報提供（ご利用者の同意を得て行うものに限る）
- ・ ご利用者及びご家族等への指導及び助言
- ・ 禁止行為

医師等は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類（本サービスに関係のないもの）等の預かり
- ② ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者の同居のご家族に対するサービス提供
- ④ ご利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ ご利用者又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動等、本サービスに関係のない行為

7. 利用料について

介護保険の適用がある場合は、居宅療養管理指導費の 1～3 割が利用者負担となります。（割合は介護保険負担割合証にて確認をします）

- ・ 利用料：別紙に記載します。介護報酬改定等により料金に変更された場合は、その都度説明を行います。
- ・ 交通費：当面は居宅療養管理指導サービスの提供に要する交通費を徴収しませんが、ガソリン価格等の物価高騰により、やむを得なく交通費を申し受けることがあります。
- ・ キャンセル料：基本にご利用者又はご家族の都合によりサービスを中止してもキャンセル料は徴収しませんが、キャンセルの理由が不適切、頻度が高い場合等は、キャンセル料を申し受けることがあります。

8. ご利用時のお願い

- ・ サービスを利用される際には、介護保険被保険証と介護保険負担割合証の提示をお願いします。内容を確認するため、これらの証を写真撮影することがあります。
- ・ 診療の経過を記録するため身体等の撮影をすることがあります。

9. 料金の支払について

サービス提供月の翌月以降（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動引き落としにてお支払いください。自動引き落としの手続きが完了するまでは、現金又は口座振り込みにてお支払いください。

10. 苦情申立窓口について

苦情申立窓口は下記の通りです。

芳珠記念病院	月～金曜日（平日） 午前9時～午後5時
	電話 0761-51-5551
	歯科口腔外科
能美市保険年金課	平日 午前9時～午後5時
	電話 0761-58-2236
川北町役場福祉課	平日 午前9時～午後5時
	電話 076-277-8388
小松市長寿介護課	平日 午前9時～午後5時
	電話 0761-24-8147
白山市長寿介護課	平日 午前9時～午後5時
	電話 076-274-9529
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	平日 午前9時～午後5時
	電話 076-231-1100

11. 緊急時の対応について

- (1) サービス提供中に病状が急変する等、緊急の対応が必要な場合や、営業日や営業時間以外に緊急の対応が必要となった場合は、ご指定の医療機関のほか芳珠記念病院の救急外来に救急搬送し対応することがあります。
- (2) 当職員が何らかの理由で急遽訪問できなくなった場合は、訪問日を振り替える等、ご相談のうえ適切に対応します。

12. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じたうえで、速やかにご家族等緊急時連絡先に連絡を行います。また、必要に応じて、他の居宅介護事業所等と情報を共有します
- (2) ご利用者が怪我をされる等、緊急の対応が必要な場合は、「11. 緊急時の対応について」に準拠して対応します。
- (3) 物損事故が発生した場合は、破損物の状況や程度を確認し、写真等で記録しま

す。追って適切な対応をします。

- (4) 事故発生等に備え、当病院は以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	医師賠償責任保険

13. 虐待の防止について

当事業所では、ご利用者やご家族等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：医療安全管理者
虐待防止対策を定期的に検討し、内容について事業所内で共有しています。
- (2) 虐待防止のため、必要な研修を実施しています。
- (3) 苦情を解決するための体制を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援しています。
- (5) 介護相談員を受入れています。
- (6) サービス提供中に、当該事業の業者又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。その場合、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

14. 守秘義務と個人情報の保護について

- (1) 守秘義務について

職員は、医療や介護に従事する者として、守秘義務を順守し業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密や個人情報を、法令の規定等、正当な理由なく第三者に洩らすことはありません。この守秘義務は職員が退職後も課せられるものです。

- (2) 個人情報の使用目的について

当事業所は、サービス提供のため、次の場合にご利用者及びご家族の個人情報を使用します。

- ① 保険者へ「居宅サービス介護給付費明細書」を提出する場合
- ② 医療機関または介護保険施設に入所される際に「診療情報提供書」等を提出する場合
- ③ サービス担当国会議等、他の居宅介護事業者への情報提供が必要な場合
- ④ その他、事業の目的やサービスの提供のために必要となる場合

15. 身分証携行義務について

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16. 心身の状況の把握について

在宅療養の提供に当たっては、他の居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

17. 事業の継続について

当事業所は感染症や災害が発生した場合でもご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう事業継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

18. 契約の解除について

当事業所は、以下に相当する行為があった場合、契約を解除することがあります。

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (4) その他、サービス提供の妨害を目的とする行為

以上

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関する契約書

利用者： _____（以下、「甲」と言います）と医療法人社団和楽仁
芳珠記念病院（以下、「乙」と言います）は、乙による居宅療養管理指導及び介護予防
居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導サービス」と言います）の提供を始める
にあたり、甲は、乙が『重要事項説明書 初版（2025/07/01 制定）』（以下、「重要
事項説明書」と言います）を説明したことを、乙は、甲がその内容を理解したことを、
互いに確認したので、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に
応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況、置かれ
ている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の向上を
図ります。

2 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態の区分及び
甲の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。但し、上記の契約
期間の満了日前に、甲が要介護状態の区分変更の認定を受け、要介護（支援）認定有
効期限の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期限の満了
日までとします。

2 この契約期間満了の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契
約は同一内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしま
す。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の
翌日から、更新後の要介護（支援）認定有効期限の満了日までとします。

（運用規定の概要）

第3条 乙の運用規定の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの
内容等）、従業者の勤務体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

（サービスの内容及びその提供）

第4条 乙は、乙に属する医師等を派遣し、居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するごとに、当該サービスの提
供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支
援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

(連携)

第5条 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるように努めます。

(協力義務)

第6条 甲は、乙が甲のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(サービス内容の変更)

第7条 甲は、いつでも居宅療養管理指導サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

2 乙は、甲からの申し出があった場合、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに居宅療養管理指導サービス内容の変更の手続きをとります。

(介護保険その他の公的医療保険の適用を受けないサービス)

第8条 乙は、提供するサービスのうち、介護保険または公的医療保険の適用を受けないものがある場合は、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

第9条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(甲の解除権)

第10条 以下の各号に該当する場合、甲は直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 乙が、正当な理由なく、本契約に定める居宅療養管理指導サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- (2) 乙が、第18条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（甲及び家族による暴言、暴力、ハラスメント行為を含む）をなし、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(費用)

第12条 甲は、サービスの対価として、月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

2 乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

3 乙は、提供する居宅療養管理サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、前二項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

5 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の支払を甲に請求することができます。

6 乙は、甲が正当な理由もなく居宅療養管理指導サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、キャンセル料を求めることができます。

7 乙は、居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額に変更しようとする場合は、1か月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書及び契約書にて、契約を締結し直します。

(利用料の滞納)

第13条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて督促し、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 乙は、前項の催告をした場合には、甲の日常生活を維持する見地から、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行うまでに、甲が滞納額の全額を支払わないときは、文書により本契約を解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として居宅療養管理指導サービスの提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合に、この契約は終了します。

- (1) 甲が死亡したとき。
- (2) 第9条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第10条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第11条及び第13条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 甲が介護保険施設や医療施設等に入所又は入院した場合。
- (6) 甲に対し居宅療養管理指導サービスを提供する必要性がなくなったと判断される場合。

(苦情への対応)

第15条 甲又は甲の家族、甲の後見人は、提供された居宅療養管理指導サービスに不満がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の窓口に苦情を申し立てることができます。

2 乙は、甲に提供した居宅療養管理指導サービスについて、甲又は甲の家族、甲の後見人から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 甲は、甲が苦情申立を行ったことを理由として、不利益を被ることはありません。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第16条 乙は、甲に対する居宅療養管理指導サービス提供中に甲に容態の急変が生じた場合、速やかに臨時応急の手当てを行い、必要な措置を講じます。また甲が予め指定する連絡先に連絡します。

(損害賠償)

第17条 甲に対する居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合に、乙は、保険会社等の第三者の評価や判断に基づき、甲又は甲の家族に対して損害賠償等の適切な対応をします。ただし、乙に故意過失がなかった場合や甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第18条 乙及び乙の職員は、法令の規定等、正当な理由がない限り、甲に対する居宅療養管理指導サービスの提供により知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 乙は、重要事項説明書に記載の個人情報の使用目的のほかは、甲及び甲の家族の個人情報を用いません。

(記録の作成及び保存)

第19条 乙は、甲の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

2 甲及びその後見人(甲の家族を含む。)は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障がない時間に、所定の手続きをもって行うこととします。

(契約の代理人)

第20条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(合意管轄)

第 21 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、金沢地方裁判所を管轄裁判所とします。

(契約外条項)

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約の内容に関する疑義は、甲乙の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(甲) 利用者 住所

氏名

家族等 住所

(代理人)

氏名

(乙)	指定事業者	医療法人社団 和楽仁
	事業所所在地	石川県能美市緑が丘 11 丁目 71 番地
	事業所名称	芳珠記念病院
	代表者氏名	理事長 仲井 培雄

別紙

【歯科訪問診療（医療保険適用）】

1 人 1100 点/1 回
 2～3 人 410 点/1 回
 4～9 人 310 点/1 回
 10～19 人 160 点/1 回
 20 人以上 95 点/1 回

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	100～1100 円
2 割負担	200～2200 円
3 割負担	300～3300 円

【訪問歯科衛生指導料（医療保険適用）】（月 4 回/緩和ケア月 8 回）

単一建物診療患者 1 人 362 点
 単一建物診療患者 2～9 人 326 点
 単一建物診療患者 10 人以上 295 点

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	300～360 円
2 割負担	600～720 円
3 割負担	900～1080 円

【居宅療養管理指導（介護保険適用）】

◆歯科医師が行う居宅療養管理指導費（月 2 回）

単一建物居住者 1 人 517 単位
 単一建物居住者 2～9 人 487 単位
 単一建物居住者 10 人以上 441 単位

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	440～520 円
2 割負担	880～1040 円
3 割負担	1320～1560 円

◆歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費（月 4 回/ガン末期利用者月 6 回）

単一建物居住者 1 人 362 単位

単一建物居住者 2～9 人 326 単位

単一建物居住者 10 人以上 295 単位

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	300～360 円
2 割負担	600～720 円
3 割負担	900～1080 円

◆歯科医師が行う介護予防居宅療養管理指導費（月 2 回）

単一建物居住者 1 人 517 単位

単一建物居住者 2～9 人 487 単位

単一建物居住者 10 人以上 441 単位

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	440～520 円
2 割負担	880～1040 円
3 割負担	1320～1560 円

◆歯科衛生士等が行う介護予防居宅療養管理指導費（月 4 回/ガン末期利用者月 6 回）

単一建物居住者 1 人 362 単位

単一建物居住者 2～9 人 326 単位

単一建物居住者 10 人以上 295 単位

ご本人負担割合	ご本人負担金額（目安）
1 割負担	300～360 円
2 割負担	600～720 円
3 割負担	900～1080 円

上記内容によって別途金額がかかります